

令和8年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

日 時 令和8年5月14日（木）午後2時30分から午後3時10分
場 所 四街道市役所本館1号棟4階 第1委員会室
出席者 出席委員：酒井会長、荒邦委員 高橋委員
欠席委員：木谷副会長、伊藤委員
事務局 川田総務部長、齊藤総務部副参事、服部総務課長、塩田主任主事、
斉藤主事
公開・非公開の別 公開
傍聴人 0人

会議次第

- 1 委嘱状交付
- 2 総務部長挨拶
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 議事
 - ・令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
- 6 その他

会議の内容

総務課長 それでは、ただ今より、令和8年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。
なお、木谷委員、伊藤委員から、本日の審査会について、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

総務課長 本日の出席職員の紹介をさせていただきます。

～出席職員紹介～

総務課長 それでは、会議次第に沿いまして進行させていただきます。
はじめに、委嘱状の交付をさせていただきます。
本日は、鈴木市長が公務により不在となりますので、川田総務部長より、委嘱状の交付をさせていただきます。

総務部長 それでは、私から委嘱状の交付をさせていただきます。

～委嘱状交付～

総務課長 それでは続きまして、川田総務部長からご挨拶申し上げます。

～総務部長挨拶～

総務課長 続きまして、会議次第3の「会長の選出」に移らせていただきます。その後、会議次第4の「副会長の選出」に移りたいと思います。このたびの任期における初めての審査会となりますので、はじめに、会長の選出をお願いいたします。副会長の選出までの間は、川田総務部長が座長を務めさせていただきます。それでは川田総務部長、よろしくお願いいたします。

総務部長 それでは、会長及び副会長の選出の間、座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、四街道市情報公開・個人情報保護審査会におきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項により「審査会に会長及び副会長各1人を置く」こととしており、同条第2項では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」こととしております。

それでは、会長の選出を行いたいと存じます。
委員の皆様、ご推薦等ございますか。

荒邦委員 酒井委員を会長に推薦させていただければと思います。
政治行政に関して熟知しておられますし、昨年度の2件の諮問案件についても、リーダーシップを発揮されながら、委員と、そして事務局との間を取り持ち、公平公正な審査会運営をしていただき大変感銘を受けております。
酒井委員、おいてほかになしと思いますので、推薦いたします。

総務部長 会長に酒井委員との推薦がございましたが、酒井委員を会長として決定してよろしいでしょうか？

全 委 員 【異議なし】

総務部長 それでは、会長を酒井委員に決定します。
どうぞよろしく願いいたします。
それでは酒井会長、お手数ですが、会長席へのご移動をお願いいたします。

会 長 【会長席へ移動】

総務部長 早速ですが、酒井会長、ひとことご挨拶をお願いいたします。

～会長挨拶～

総務部長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、会議次第4の「副会長の選出」を行いたいと思います。
委員の皆様、ご推薦等はございますか。

荒邦委員 木谷委員を推薦いたします
昨年度までのご経験もあろうかと思えますし、何より法律の高い識見をお持ちのご職業であることからそのように考える次第です。

総務部長 副会長に木谷委員との推薦がございましたが、木谷委員を副会長として決定してよろしいでしょうか？

全 委 員 【異議なし】

総務部長 それでは、副会長を木谷委員に決定します。
木谷委員におかれましては本日不在でございますので後ほど確認の上、お願いしたいと思います。
ありがとうございます。

これにて座長の任を解かせていただきます。
皆様、ご協力ありがとうございました。

総務課長 それでは、川田総務部長、齊藤総務部副参事につきましては、他の公務のため、これをもちまして退席させていただきます。

※【部長、副参事退席】

総務課長 それでは、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては酒井会長にお願いいたします。

会 長 それでは、皆様のご協力の程、よろしくをお願いいたします。

この後の内容につきましては、会議次第5の「議事」といたしまして、「令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について」の報告を予定しております。

次に、会議次第6の「その他」といたしまして、次回開催予定についての事務局説明を予定しております。

会 長 ただ今の出席委員は3名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立いたしました。

また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事の内容が情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告等に関する案件であり、審査請求事件の調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、公開といたします。

本日は、傍聴希望者はおられますか？

事務局 傍聴希望者はありません。

会 長 ありがとうございました。

それでは、本日は傍聴人無し、ということで進めさせていただきます。

なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針」により、閲覧に供するものとしますが、傍聴人への配布については、本日は傍聴人がおられませんので省略させていただきます。

会 長 次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとされておりますので、本審査会においても、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

全 委 員 意見なし

会 長 それでは、会議録における発言者名につきましては、明記することといたします。

会 長 これより、会議次第5の議事に入ります。
令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 **【実施状況等について説明】**

会 長 ただ今、事務局から、令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について、説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問や確認事項等がございましたらお願いします。

荒邦委員 実施状況資料の8ページ目の受付番号17について、請求拒否のものがありますが、何故請求拒否となったのでしょうか。

事 務 局 行政文書として作成していないため、行政文書不存在として請求拒否となりました。

荒邦委員 却下という決定もあるということですが、却下とはどのようなものですか。

事務局 請求書の補正等を求めた上で相手方が対応しなかった場合は、却下という取り扱いになります。

酒井会長 実施状況資料の17ページ目の受付番号53について、請求拒否で存否応答拒否とありますが、どのようなものでしょうか。

事務局 行政文書が存在しているか、又は存在していないかを回答するだけで、非公開情報の規定により保護される利益が非公開情報を公開した場合と同様に害されることになるときは、存否自体の応答を拒否することを言います。

荒邦委員 実施状況資料12ページの受付番号32番及び34番の非公開部分について、どういうものが四街道市情報公開条例第8条第1項第3号に該当するという判断をしたのか教えてください。

事務局 お調べして後日回答いたします。

高橋委員 資料の一覧表に費用とありますが、請求者が費用の支払いを拒否するような事案は過去にありましたか。

事務局 把握している限りではそのような事案はありません。

会長 他に無いようでしたら、以上で、令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について、を終了します。
最後に、会議次第6の「その他」としまして、次回開催予定について、事務局からの説明を求めます。

事務局 **【次回の会議の予定時期等について説明】**

会長 ただ今、事務局から、次回の会議の予定時期等について説明がありましたが、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いします。

全委員 特になし

会長 それでは会議次第6の「その他」について終了させていただきます。

最後に、その他、委員の皆様から何かございますか。

全 委 員 特になし

会 長 事務局からは何かございますか。

事 務 局 特になし

会 長 それでは以上で、令和8年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。お疲れさまでした。